

産業支援課からのお知らせ

問合せ番号 25-5208

第4弾！

「がんばれ秩父！最大20%戻ってくるキャンペーン」開催します！



コロナ禍における秩父市内消費を活性化し、感染症予防の観点から直接現金の受渡しのない「キャッシュレス決済」を促進させるため、「PayPay」と連携したキャンペーンを開催します。ぜひご利用ください。

内 容 市内のPayPay加盟店（病院・調剤薬局・大手チェーンなど一部対象外）で、PayPay残高でお支払いをすると、最大20%のPayPayボーナスを付与します。

付与上限 3千円相当／回
1万円相当／期間

1つの商品やサービスを分割で決済することはキャンペーン規約で禁じられています。

通常1回の決済にて支払うべき商品等代金を、複数回に分割して決済することにより景品付与を受けたことが判明した場合、キャンペーンによるPayPayボーナスは取り消されますのでご注意ください。

支給方法 次の書類をご用意の上、産業支援課へ申請してください。
 (HPから電子申請も可能です)

(1)奨励金申請書
 (2)「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写しまたはハローワークが申請を受け付けたことが分かる書類
 (3)通帳コピー（振込先の口座情報が確認できるもの）

雇用確保推進奨励金を支給します！

「秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金」

交付対象を拡大します！

交付対象者	交付金額
(1)時短営業協力飲食店	1店舗につき5万円
(2)感染症対策実施店	1店舗につき5万円
(3)食材等卸業者	1事業者につき10万円
(4)運転代行業者	1事業者につき10万円

転入・転居・転出・結婚・出生等のライフィベントが発生した際に、市役所でさまざまな手続きがありります。どこの窓口に行き、どのような書類を提出し、必要な持ち物は何かと確認することが多くなりがちです。

このような疑問を、市民の皆さんのが簡単な質問に答えるだけで、必要な手続き・場所・持ち物が確認できる「ボテくまくん手続きガイド」を導入します。

市民サービス向上につながるICT活用の取り組みとして、秩父市宣伝部長であるボテくまくんが、必要な手続きを認める「ボテくまくん手続きガイド」を導入します。

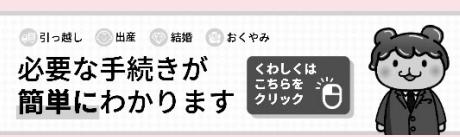
(1)(2)・時短営業協力飲食店および時短営業要請対象外の対面接客を中心とする事業者で、令和3年1月12日～令和3年4月30日までに、市内事業者から合計10万円以上（税抜）の感染症対策備品購入や店舗改修を行った者。

(2)(2)対象・「市内飲食店」～「対面接客を中心に行う事業者」に令和3年3月19日まで～令和3年4月30日までに(4)(2)との同時申請～(1)に加えて、(3)(4)の交付対象者も同時申請可能

詳細は、市報3月号2ページや市HPをご確認ください。



ボテくまくん手続きガイドを導入します



市報の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合があります。

利用方法 市HPまたはQRコードより
問い合わせ番号 22-12204